

## 広島県学校・家庭・地域連携協力推進県費補助事業実施要領

### 1 趣 旨

少子高齢化や人口減少の進展、地域のつながりの希薄化等により地域の教育力が衰退している中、「社会に開かれた教育課程」の実現、いじめ・不登校の増加、「学校における働き方改革」など、子供を取り巻く課題は複雑化・困難化している。

こうした課題を解決していくためには、学校のみならず、家庭や地域住民等が相互に連携・協働し、地域全体で子供たちの教育環境を向上させていく必要がある。

本事業は、学校・家庭・地域の連携・協働体制を構築し、幅広い地域の方々の参画による、多様な教育活動を有機的に組み合わせて総合的に支援することにより、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく社会を実現するとともに、学校を核とした地域の活性化を目指すものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。ただし、4(1)に規定する地域と学校の連携・協働体制構築事業を実施する場合は、実施主体である市町は次の(1)及び(2)を満たさなければならない。

(1) 市町において、次のア又はイのいずれかにより地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定によるコミュニティ・スクールを導入していること又は導入に向けた具体的な計画があること。

ア 市町において、所管する学校（幼稚園を除く。次のイにおいて同じ。）の40パーセント以上でコミュニティ・スクールを導入していること。

イ 市町において、所管する学校のコミュニティ・スクールの導入率を、令和8年度以降3年度以内に40パーセント以上とする具体的な導入計画を有していること。

(2) 市町は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員又は地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う者（以下「地域学校協働活動推進員等」という。）を配置すること。

なお、地域学校協働活動推進員等の配置に当たっては、次のア及びイに留意すること。

ア 地域学校協働活動推進員等は、地域と学校をつなぐ総合的な企画調整のほか、学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行う。

イ 地域学校協働活動推進員の配置に当たっては、社会教育法第9条の7の規定を踏まえ、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど社会的信望があり、かつ地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者を選任すること。

### 3 対象とする子供の範囲

小学生・中学生・高校生等、地域の子供全般を対象とし、幼児・児童・生徒の一部のみを対象とするものではない。

### 4 事業の内容

本事業の運営は、次により実施するものとする。

(1) 地域と学校の連携・協働体制構築事業

ア 地域と学校の連携・協働体制の構築等

(イ) 運営委員会の設置

a 市町は、その所管する学校におけるコミュニティ・スクールや地域学校協働活動の総合的な在り方や運営方法の検討を行う運営委員会を設置する。

なお、運営委員会は、地域の実情に応じ、これに代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

b 運営委員会では、コミュニティ・スクールの導入・充実に向けた方針及び地域学校協働活動の実施方針の策定、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策の検討、研修の企画を含む事業計画、安全管理方策、広報活動方策の策定並びに事業の検証・評価等を行う。

c 運営委員の選定に当たっては、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する趣旨に鑑み、実情に応じて行政関係者（教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校関係者、社会教育関係者、学識経験者、児童福祉関係者、PTA関係者及び域内の地域住民等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

(イ) 市町における研修等の実施

a 市町は、その所管する学校における学校運営協議会関係者、地域学校協働活動推進員等及び4(1)イ(ア)により配置する統括的な地域学校協働活動推進員等に対して、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの現状や推進方策、子供を取り巻く現代的課題への対応方策、福祉団体及び経済団体等多様な関係団体との連携方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、学習・体験活動等の企画・実施方策、関係者間の情報共有並びにコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する上で参考となる先進地視察等、コミュニティ・スクールの導入・充実及びコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に資する研修を行う。

b 市町は、地域学校協働活動のために4(1)イ(イ)から(オ)までにより配置する協働活動リーダー、協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター及び学習支援員等に対して、児童生徒等との接し方、安全管理方策及び関係者間の情報共有等の地域学校協働活動の円滑な実施を図るための研修を行う。

イ 必要な人員の配置

市町は、取組の内容に応じて次に掲げる者から必要な人員を配置し、地域学校協働活動を実施する。

(ア) 地域学校協働活動推進員等のうち、各員間の連絡調整や、助言・指導、人材発掘・確保等の統括的な役割を担う者（以下「統括的な地域学校協働活動推進員等」という。）

(イ) 地域学校協働活動を中心となって実施する者（以下「協働活動リーダー」という。）

(ロ) 地域学校協働活動の実施のサポートや児童生徒等の安全を管理する者（以下「協働活動サポーター」という。）

(ハ) 特別な配慮を必要とする児童生徒等の活動をサポートする者（以下「特別支援・共生社会サポーター」という。）

(ニ) 特別な知識や経験等を活用し、協働活動リーダーでは行うことの出来ない学習支援を実施できる者（以下「学習支援員」という。）

ウ 地域学校協働活動の実施等

(ア) 「地域学校協働本部」の整備

市町は、事業の実施に当たり、地域学校協働活動が地域住民等の積極的な参画を得て、学校との連携・協働の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域学校協働活動推進員等によるコーディネートの下、地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動を、継続的・安定的に実施するための地域と学校との連携協力体制として「地域学校協働本部」の整備に努めることとする。

なお、これまでの経緯やそれぞれの地域の特色を踏まえ、独自の名称を使用することも可能である。

(イ) 地域学校協働活動の実施・運営

市町は、地域学校協働本部等の仕組みの下、多様な地域学校協働活動の安定的・継続的な実施に努めるとともに、活動の充実を図ることとする。

なお、補助対象とする地域学校協働活動に含まれる取組は、次の内容を有するものとするが、いずれの取組を実施する場合においても、幅広い地域の方々の十分な参画を得た上で、教員の業務負担軽減や放課後児童対策等の課題解決に資する取組とすること。

a 「学校における働き方改革」を踏まえた活動

地域と学校の連携・協働のもと「学校における働き方改革」に取り組むことにより、子供たちが地域全体に見守られ、安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動を行う。

b 地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動

全ての児童生徒等を対象として、地域の人材の協力を得て、主に次の取組により地域と学校の連携・協働による学習支援及び体験活動を行う。

(a) 放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての児童生徒等の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動（以下「放課後子供教室」という。）

なお、放課後子供教室を実施する場合においては、特に次の点に留意すること。

- ・ 地域学校協働活動の一環である放課後子供教室は、児童生徒等の社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、児童生徒等が学校の教育活動外の時間帯に多くの大人と接することにより、地域の方々が児童生徒等の多様な側面を把握することができ、これらを学校の教職員等と共有することなどを通じて学校運営の円滑化にも資するものであることから、学校の教育活動と連携・協働した仕組みづくりに努めること。
- ・ 「放課後児童対策パッケージ2026」（令和7年12月こども家庭庁・文部科学省）に基づき、放課後児童対策の一層の強化を図る観点から、放課後児童クラブが存在していない地域等の放課後子供教室を除き、「校内交流型」を中心として、放課後児童クラブと連携して事業を実施するよう努めること。
- ・ 対象となる児童生徒等の範囲は、地域の子供全般であり、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童生徒等に限定したり、国公立の設置者別に制限を設けたりすることなく、できる限り多くの児童生徒等が参加できるよう配慮すること。
- ・ 「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」（平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）に基づき、行動計画等を策定するものとする。

(b) 児童生徒等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組（地域未来塾をはじめとした学習支援）

c その他の地域学校協働活動

上記a及びbのほか、幅広い地域住民の参画を得て、地域と学校が連携・協働して行う多様な活動

(2) 地域における家庭教育支援基盤構築事業

ア 推進委員会の設置等

市町は、必要に応じて、域内の家庭教育支援活動の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会を設置することができる。

推進委員会では、家庭教育支援活動の実施方針、広報活動方策等の検討・策定や、研修の企画、事業の検証・評価等を行う。

推進委員会を構成する委員の選定に当たっては、家庭教育支援活動を推進する趣旨に鑑み、地域の実情に応じて行政関係者（教育委員会及び福祉部局等）、学校関係者、PTA関係者、社会

教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

#### イ 家庭教育支援に関する推進体制の構築

##### (ア) 家庭教育支援に関わる地域の多様な人材の養成

子育て経験者や子育てサポーターリーダーなど地域の多様な人材に家庭教育支援活動への参画を促し、支援活動の企画・運営、関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成する。

##### (イ) 家庭教育支援員等の配置

小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員等を配置するなど、身近な地域における家庭教育支援体制を強化する。

##### (ロ) 「家庭教育支援チームの組織化」

市町は、家庭教育支援員等の地域人材を中心とした「家庭教育支援チーム」の組織化を行い、活動拠点の整備促進を図りつつ、家庭や地域の状況に応じた支援のコーディネートを行う。家庭教育支援チーム員の構成例としては、子育て経験者、子育てサポーター、元教員、民生委員・児童委員、保健師等が考えられる。

なお、支援活動の実施に当たっては、これらの家庭教育支援チーム員、保健・福祉部局等の首長部局及び教育委員会等による連携を図りながら、連絡会議・ケース会議等の設置・運営により、各家庭と関係機関等をつなぐ機能を強化するよう努めることとする。

##### (エ) 家庭教育支援員等に対する研修の実施

市町は、必要に応じて、家庭教育支援員等に対して、子供たちの健やかな育ちをめぐる課題への対応などの家庭教育支援活動の現状や推進方策、地域の協力者の確保や資質向上等の方策、家庭や地域と学校との連携・協働の推進方策などに関する研修や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施することができる。

研修の実施に当たっては、研修を受けた家庭教育支援員等による支援を通じて、社会に支えられた保護者が社会を支える家庭教育支援員等へと循環していく人材養成の仕組みの構築を図ることが望ましい。

#### ウ 家庭教育支援に関する取組の試験的实施

家庭教育支援チームの運営準備段階から本格的にチームの活動が開始され運営が軌道に乗るまでの間、必要となる家庭教育を支援する取組の試験的实施を行う。

##### (ア) 保護者への学習機会の効果的な提供

就学時の健康診断や保護者会等の多くの保護者が集まる機会や企業内における従業員向けの研修、セミナー等を活用した家庭教育に関する講座の実施等、保護者への学習機会の効果的な提供を行う。

###### 【講座の例】

小学校入学時講座、発達段階に応じた子供のほめ方・叱り方、子供の生活習慣づくり“早寝早起き朝ごはん”、携帯電話やインターネットに関する有害情報対策、外国人の保護者支援のための講座 など

##### (イ) 親子参加型行事の実施

親子の自己肯定感や自立心などの社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、体験活動等のプログラムを展開する。

###### 【プログラムの例】

親子で清掃ボランティア、親子料理教室、親子議会見学 など

##### (ロ) 家庭教育に関する相談対応や情報提供

子育てに悩みや不安を抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や相談対応を実施する。

###### 【支援活動の例】

小学校等の空き教室を活用した交流の場づくり、企業訪問による講座の実施、広報誌の作成

やICTの活用等による家庭への効果的な情報提供 など

なお、補助対象とすることを希望する(ア)から(ウ)までの取組については、前年度からの内容の充実・発展に努めること。

(エ) 保護者に寄り添うアウトリーチ型支援の実施

様々な問題を抱えつつも、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な保護者など、真に支援が必要な家庭に対して、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者の居場所（自宅や学校、乳幼児健診の場など）に出向いて、情報提供や相談対応などの保護者に寄り添う支援を実施する。

【支援活動の例】

家庭訪問による個別の情報提供や相談対応、電話やSNSを活用した相談対応、就学時健診等の場での個別相談 など

## 5 留意事項

- (1) 地域と学校の連携・協働体制構築事業の実施に当たっては、首長部局と教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）が連携を図りながら実施するよう努めることとする。
- (2) 地域と学校の連携・協働体制構築事業の実施に当たっては、その趣旨を踏まえ、幅広い地域住民の参画を得て実施することにより、地域社会全体の教育力の向上を図るとともに、学校関係者や保護者、地域住民等、実際の活動に取り組む関係者間で目的を共有し、コミュニケーションの充実を図るなど、学校・家庭・地域が連携・協働して、子供の教育活動を支援する仕組みづくりの推進に努めること。
- (3) 事業の一部を社会教育団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、選定団体等への指導を徹底すること。

- (4) 市町においては、事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、事業実施前に「学校運営上の課題」や「学校と地域の課題」、「学校と家庭の課題」など、本事業で重点的に取り組む課題に応じた目標及び目標の達成度を測るための指標を設定し、県に報告すること。

なお、市町においては、本事業で設定した目標等について、他の「学校における働き方改革」の取組状況等と併せて公表すること。

- (5) 市町においては、事業実施後に(4)で設定した目標の達成度等について検証・評価を行い、その結果について、検証・評価等を行うための基礎となったデータと併せて県に報告すること。

なお、市町においては、検証・評価等の結果について、他の「学校における働き方改革」の取組結果等と併せて公表すること。

- (6) 上記(4)及び(5)に定める目標等の報告や公表の事実が認められない場合、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号）第17条の規定を適用するものとする。
- (7) 市町においては、上記(4)及び(5)に定める目標や取組結果等の公表と併せて、事業を実施する学校単位での「学校における働き方改革」の取組状況等の公表を積極的に行うよう努めること。
- (8) 家庭教育支援活動の実施に当たっては、次の点に特に留意すること。

ア 家庭教育に関する学習機会の提供等の支援を行うに当たっては、就学時の健康診断や保護者会等の多くの親が集まる機会を活用するなど、全ての保護者に支援が届くよう、実施する機会や実施場所の設定の工夫に努めること。

イ 家庭教育の支援体制の強化を図るため、学校施設（教室や余裕教室等）や公民館等に家庭教育支援員等を配置するなど、家庭教育支援の拠点機能の整備に努めること。

ウ 様々な問題を抱え孤立しがちな保護者が、主体的に家庭教育を行えるよう、学校等と連携したアウトリーチ型支援や地域の身近な場所における相談対応など、保護者に寄り添った支援を行うよう工夫に努めること。

エ 事業の一部を社会教育団体等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、

適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、指導を徹底すること。

オ 国において事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、市町においては、事業の検証・評価等を行うとともに、その成果・課題等について県に報告すること。

## 6 費用

県は、上記2から5までの要件を満たす市町が直接実施する事業（一部を委託して実施する場合も含む。）に対して補助するものとする。

### (1) 地域と学校の連携・協働体制構築事業

本事業の事業費を積算する際(事業の一部を委託して実施する場合も含む。)の補助対象経費は、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、保険料等）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料とし、各市町の実情に応じて必要な事業費を計上することとする。ただし、次の点について留意すること。

#### ア 報償費について

統括的な地域学校協働活動推進員等、地域学校協働活動推進員等、協働活動リーダー、協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター、学習支援員の謝金単価は別表の金額を上限とする。

なお、各人員の配置については、各地域の実情に応じて、真に必要な人数を配置すること。

#### イ 旅費について

旅費の取扱いについては、別表のとおりとする。

#### ウ 消耗品費について

受益者負担の観点から、材料費等の個人に給する経費は対象外とする。

#### エ 備品購入費について

(ア) 備品とは、1個当たりの金額が3万円以上のものとする。ただし、各市町の会計基準等に基づく規定がある場合はこの限りでない。

(イ) 備品購入費については、放課後子供教室を実施する際に、次の条件を満たす場合にのみ計上することができる。

なお、放課後子供教室1か所あたりの上限額については、aの場合は21万円、bの場合は連携型のときは45万円、校内交流型のときは50万円、cの場合は連携型のときは21万円、校内交流型のときは25万円とする。

a 開設初年度の放課後子供教室に必要な設備を整備する場合(既存施設の改修を伴わないものに限る。)

b aのうち、放課後児童クラブとの「連携型」で実施する場合

c 既に実施されている放課後子供教室が新たに放課後児童クラブとの「連携型」で実施する初年度の場合

#### オ 保険料について

受益者負担の観点から、地域学校協働活動に参加する児童生徒等や保護者にかかる経費は対象外とする。

#### カ その他

(ア) 補助対象とする経費については、各市町や学校、PTA等の固有の活動にかかる経費と明確に区別し、まぎれのないようにすること。また、それぞれ所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めること。

(イ) 飲食物費（当該市町が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は対象外とする。

(ウ) 放課後子供教室の補助対象の上限となる実施日数・時間数は、年間200日以下、1日当たり4時間以内として積算すること。

## (2) 地域における家庭教育支援基盤構築事業

本事業の事業費を積算する際は、次の基準に基づき事業費を計上すること。なお、本事業は家庭教育支援チームの組織化・立上げ支援が目的であるため、チームの運営準備段階から本格的にチームの活動が開始され運営が軌道に乗るまでの間、一つのチーム・団体等につき概ね3年間を対象期間とし、これによりがたい場合は、県と市町が協議することとする。

### ア 推進委員会の設置経費について

推進委員会の設置経費については、委員等に対する謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各市町の実情に応じて、必要な経費を適宜積算すること。ただし、食糧費（会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

### イ 研修の実施経費について

研修の実施経費については、講師謝金・旅費、印刷製本費、会場借料、消耗品費等が考えられるが、各市町の実情に応じて、必要な経費を適宜積算すること。ただし、食糧費（会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

### ウ 家庭教育支援に関する取組の試験的实施経費について

特別な催物等を実施するための講師等謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会場借料、消耗品費等が考えられるが、各市町の実情に応じて、必要な経費を適宜積算すること。ただし、家庭教育支援員等の謝金、食糧費（会議費以外のもの）、交際費に該当する経費及び活動に参加する保護者の保険料や材料費など実費相当分は除く。

教材費等については、教育活動の内容に応じて必要な経費を需用費として積算すること。

消耗品費は、各種事務用紙、事務用品、その他の消耗品とし、備品は認められない。

旅費については、校外学習等、地域の協力者等が本事業の活動を行う上で必要となる交通費について、積算すること。ただし、地域住民の参画による活動の趣旨から、自宅から通常活動を行っている場所への交通費に該当する経費は除く。

役務費としては、報告書印刷や教材作成、機材運搬等に係る業務を請負で実施する場合について、積算すること。

その他、取組の充実や保護者等の要望に対応する観点から、特別な催物を実施する場合において、その経費の一部について、保護者等に費用負担を求めるなどの工夫を行うことは差し支えない。